

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事

技術協力業務委託 プロポーザル説明書

2026年6月

町 田 市

目 次

第 1 章	一般事項	1
第 1 節	目的	1
第 2 節	用語等の定義	1
第 3 節	優先交渉権者選定の概要	2
第 4 節	技術協力業務の概要	3
第 5 節	工事の概要	4
第 6 節	設計業務等の関係者	4
第 7 節	工事請負契約までの過程	5
第 8 節	事務局	6
第 9 節	実施スケジュール	6
第 10 節	プロポーザルへ参加する者に必要な資格	7
第 11 節	プロジェクト責任者の役割	8
第 12 節	地元企業活用型特定建設工事共同企業体の構成	8
第 2 章	参加表明	9
第 1 節	プロポーザル参加申請書等の提出	9
第 2 節	質疑応答	10
第 3 節	提出書類の留意事項	10
第 4 節	プロポーザル参加申請書の受理に係る通知	11
第 5 節	参加資格審査結果通知	11
第 6 節	参加資格がないと認めたものに対する理由の説明	11
第 3 章	図面等の資料配布	12
第 1 節	基本設計図書の配布	12
第 2 節	基本設計図書及び技術審査等に関する質疑	12
第 4 章	技術提案書等の提出	13

第1節	技術提案書等	13
第2節	技術提案書等の作成	15
第5章	プレゼンテーション及びヒアリング	16
第1節	プレゼンテーション及びヒアリング	16
第6章	審査	16
第1節	技術協力業務受託者（優先交渉権者）決定までの手順	16
第2節	資格審査	16
第3節	最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定	17
第7章	その他	18
第1節	失格条項	18
第2節	参加者数	18
第3節	参加の辞退	18
第4節	契約の締結	19
第5節	公表の範囲	19

第1章 一般事項

第1節 目的

町田市は、(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事(以下「本工事」という。)において、安全性と精度の高い施工を通じて、効率的で、かつ市民活動の拠点としてふさわしい複合施設の整備を目指している。

本工事においては、設計業務の過程で、子ども発達センターや都立児童相談所など多くの機能を複合することによる、施工上の難易度や工程管理上の厳しい制約が改めて確認された。これらの諸課題に対応し、工期短縮や計画変更のリスクを軽減することが不可欠となる。

そのため、施工者の立場から、施工難易度の高い部分などに技術協力提案及び技術支援を受けて実施設計に反映させるため、設計段階から施工予定者が関与する技術提案・交渉方式のうち、「技術協力・施工タイプ」(本件においては以下「ECI方式」と定義する。)を採用し、確実な工事を進めていく。

このECI方式での建設工事の推進にあたり、実施設計段階から技術協力を行う者及び価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する予定の者を公募型プロポーザル方式により選定する。

第2節 用語等の定義

公告時配布資料等において使用する主な用語の定義は以下に示すとおりとする。なお、その他の用語の定義については、「別紙 用語の定義」に示すとおりとする。

(1) 技術協力業務受託者

技術協力業務受託者とは、発注者と技術協力業務委託契約を締結した者を指し、前記「第1章第1節目的」を果たすために実施設計において、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング(「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法)による提案(以下「VE提案」という。)並びに施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計後は、工事請負契約の優先交渉権者となり、見積合せを行い、発注者の決定する予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。

(2) 評価委員会

技術協力業務受託者を決定するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づく学識経験を有する者と町田市職員から構成される、(仮称)子

ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審議を経るものとする。

（3）三者協議会

三者協議会とは、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）を指し、発注者及び設計者並びに技術協力業務受託者の三者により組織されるもので、実施設計時に技術協力業務受託者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

（4）コンストラクションマネージャー（以下「CMR」という。）

CMRとは、実施設計段階及び工事施工段階において、発注者を支援する者をいい、発注者が必要と認める場合には、三者協議会等関係打合せに参画する。

第3節 優先交渉権者選定の概要

（1）発注者

町田市

（2）選定方式

企業の高度な技術を実施設計に反映させるため、業務への取り組みや工事施工時に対する技術提案等（以下「技術提案等」という。）を求め、必要に応じてヒアリングを実施した上で、実績及び技術提案を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

（3）選定方法

発注者は、参加要件を満たす者から技術提案等を受け、実績評価及び技術提案評価による採点の合計点が最も高い者を「最優秀提案事業者」として選定する。選定にあたっては、評価委員会にて審査を行う。なお、評価委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

（4）審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに町田市ホームページに公表する。

なお、実績評価及び技術提案評価による採点の合計点の最も高い者と次点の者については、名称及び評価点を、その他の参加者については名称のみを公表する。また、技術協力業務委託契約締結後に審査結果の講評を公表する。

第4節 技術協力業務の概要

技術協力業務受託者となった者は、三者協議会に出席し、実施設計時に技術協力業務受託者から提案される技術提案（以下「技術協力提案」という）のあった事項等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名称

（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務

(2) 技術協力業務委託費の上限

8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 履行期間

業務委託契約締結日から2027年9月7日まで

(4) 業務内容

別紙、技術協力業務委託特記仕様書による。

(5) 業務の配置担当者

別紙、技術協力業務委託特記仕様書による。

(6) 業務の成果物

別紙、技術協力業務委託特記仕様書による。

(7) 支払い条件

完了後一括払い

第5節 工事の概要

- (1) 工事名 (仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事
- (2) 工事場所 町田市木曽東3-1-3
- (3) 工事概要 複合施設新築工事・外構工事・その他建設に関連する工事
- (4) 工期 技術協力業務の中で決定する
- (5) 敷地面積 12,751㎡ (測量実測済み)
- (6) 主要構造 RC造、一部S造
- (7) 階数 地上4階+PH階
- (8) 延べ面積 18,057.93㎡ (内容積対象面積 16,388.09㎡)
- (9) 建築面積 6,662.25㎡
- (10) 参考工事費

工事規模は以下を想定している。(2026年5月時点)

金18,900,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※延べ面積、建築面積には駐輪場屋根も含む。

第6節 設計業務等の関係者

設計段階における主な関係者は以下のとおりである。

- ・ 設計者 株式会社 東畑建築事務所
- ・ CMR 株式会社 建設技術研究所

第7節 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、優先交渉権者と「基本協定書」、優先交渉権者及び設計者と「パートナーシップ協定書」を取り交わし「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務」(以下「技術協力業務」という。)の委託契約を締結する。なお、「基本協定書(案)」、「パートナーシップ協定書(案)」、「業務委託契約約款特記事項(案)」、「業務委託契約書及び業務委託契約約款」、「工事請負契約約款特記事項(案)」及び「工事請負契約書及び工事請負契約約款」の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しないものとする。
- (2) 優先交渉権者は、技術協力業務委託契約締結後「技術協力業務受託者」となる。
- (3) 発注者及び設計者並びに技術協力業務受託者は、プロポーザル時に優先交渉権者から提案された技術提案(以下「技術提案」という)及び技術協力提案の採否を実施設計時に検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。なお、発注者が必要と認める場合は、CMRを三者協議会に参画させる。
- (4) 優先交渉権者は実施設計業務完了後の見積合せまでに自らの責任において、「第1章第12節地元企業活用型特定建設工事共同企業体の構成」の要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を結成することができる。
- (5) 発注者は、技術協力業務完了後に技術協力業務受託者(優先交渉権者)と精算見積書に基づき見積合せを行い、その金額が発注者にて定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。
- (6) 優先交渉権者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「第1章第10節プロポーザルへ参加する者に必要な資格」の(1)から(9)及び「第1章第11節プロジェクト責任者の役割」の(1)から(3)のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定及びパートナーシップ協定は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の委託契約は締結しない。
- (7) 発注者は、優先交渉権者と交渉等により基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな優先交渉権者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託契約の締結等の交渉を行う。なお、優先交渉権者及び新たな優先交渉権者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。

- (8) 技術協力業務受託者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のV E提案において、技術協力業務受託者が所有する特許技術を使用した技術協力提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、設計者と再委託契約を結び、「その他の設計者」として技術協力提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用によって何らかの損害賠償責任が発生した場合で、その損害が特許工法採用に起因する場合、その責任は提案を行った技術協力業務受託者が負担する。

第8節 事務局

町田市 政策経営部 企画政策課（公共施設再編担当）

住 所：〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

電 話：042-724-2103

E-mail：mcity2980@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページアドレス

<https://www.city.machida.tokyo.jp/>

第9節 実施スケジュール

実施スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期間
プロポーザル 説明書等公表	プロポーザル説明書等の公表	2026年6月8日（月）
	基本設計図書の配布期間	2026年6月8日（月）から 2026年9月11日（金）
参加資格審査	参加表明に関する質疑提出期間	2026年6月8日（月）から 2026年6月15日（月）
	参加表明に関する質疑回答	2026年6月22日（月）
	参加申請書提出期限	2026年6月30日（火）
	参加資格審査結果通知	2026年7月8日（水）
技術等審査	基本設計図書及び技術審査等に関する質疑提出期間	2026年7月9日（木）から2 026年7月17日（金）
	技術提案書等に関する質疑回答	2026年7月31日（金）
	技術提案書等提出期限	2026年9月11日（金）
	ヒアリング	2026年9月24日（木）
基本協定書 パートナー シップ協定書	締結	2026年10月（予定）
技術協力業務 委託契約	契約の締結	2026年10月（予定）
工事請負契約	契約の締結	2027年12月（予定）

- (1) 参加申請書、技術提案書等の提出物は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に事務局窓口までに提出すること。
- (2) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、町田市ホームページに掲載する。

第10節 プロポーザルへ参加する者に必要な資格

本件プロポーザルには単体企業又は共同企業体いずれも参加可とし、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく町田市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。（更生（再生）手続き開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日）の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 町田市契約における暴力団等排除措置要綱（平成21年12月1日）の規定に該当しないこと。
- (6) 本工事の設計者又はCMRと資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。
 - ① 設計者又はCMRの発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が設計者又はCMRの代表権を有する役員を兼ねている者。
- (7) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (8) 町田市の競争入札参加資格を保有しており、建築工事の格付等級区分がAであること。

- (9) 元請けとして2016年4月1日から参加申込書の受付締切日までの間に、国、地方公共団体が発注した延べ面積8,000㎡以上の公共施設の新築、改築又は、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が8,000㎡以上の場合に限る。）工事の実績を有している。なお、本工事に共同企業体として参加する場合、施工実績のある者としては、代表構成員とする。

第11節 プロジェクト責任者の役割

- (1) 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置すること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ② 第1章第10節(9)の工事に、監理技術者又はそれに準ずる経験者として従事した経験を有すること。
 - ③ 参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (2) 本工事を契約する場合、契約時において次の項目を満たす監理技術者を専任配置すること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - ③ 第1章第10節(9)の工事に監理技術者またはそれに準ずる経験者として従事した経験を有すること。
 - ④ 参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (3) 上記(1)技術協力業務責任者又は上記(2)監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として配置すること。なお、プロジェクト責任者は技術協力業務期間において従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たること。

第12節 地元企業活用型特定建設工事共同企業体の構成

工事請負契約の優先交渉権者として選定された者は、本工事における地域諸条件に対する精通度の活用及び地元企業の育成と担い手の確保を目的とし、共同企業体を結成する場合には、自らの責任において「町田市発注の建設工事に係る共同企業体取扱要領」（町田市ホームページ）及び以下に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、共同企業体を結成する場合は、実施設計完了後の工事の見積合せまでに行う。

- (1) 構成員は見積書提出日において第1章第10節の(1)から(6)の要件を全て満たしていること。
- (2) 建設業法に基づく特定建設業の許可を得ていること。
- (3) 構成員のうち、1者以上は本工事における地域諸条件に対する精通度の活用のため、町田市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

第2章 参加表明

第1節 プロポーザル参加申請書等の提出

プロポーザルへ参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、次に示す期間内にプロポーザル参加申請書を提出すること。参加の申請にあたっては「様式集」の様式1「プロポーザル参加申請書」(単体企業の場合)又は様式1-1から1-3(共同企業体の場合)を次のとおり郵送または持参にて提出すること。郵送方法は書留・簡易書留のいずれかによりしなければならない。

(1) プロポーザル参加申請書の提出期間

2026年6月30日(火)まで

土日祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(ただし、正午から午後1時は除く)

(2) プロポーザル参加申請書の提出先、部数

① 提出先

第1章第8節 事務局あて(「参加申請書在中」と明記すること)

② 提出部数

1部

(3) プロポーザル参加申請書添付書類

プロポーザル参加申請書には、次のものを添付すること。

- ① プロポーザル参加申請書(様式1(単体企業の場合)または1-1から3(共同企業体の場合))
- ② 参加資格要件チェックリスト(様式2)
- ③ 企業の施工実績(様式3-1)
- ④ プロジェクト責任者の経歴等(様式3-2)
- ⑤ 共同企業体協定書(任意様式)※共同企業体での応募のみ
- ⑥ 秘密保持に関する誓約書(様式4)

第2節 質疑応答

参加表明に関する質疑がある場合は下記要領にて提出すること。

(1) 受付期間

2026年6月8日（月）から

2026年6月15日（月）午後5時00分まで

(2) 宛先

第1章第8節 事務局と同じ

(3) 回答期限

質疑に対する回答については、2026年6月22日（月）午後5時00分までに参加者に電子メールで配布すると同時に、町田市ホームページ上に掲示する。

(4) 提出方法

参加表明に関する質疑は「参加表明に関する質疑書」（様式5-1）を事務局にMicrosoft社のWordで電子メールにて送信すること。なお、電子メールの件名は、「【ECI】（会社名）（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務プロポーザル（参加表明質疑書）」とすること。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

(5) その他

質疑内容で会社名がわかるものは記載しないこと。また、基本設計図書に関する質疑は、第3章第2節(1)に示す期間に受け付けるものとする。本期間に設計内容に関する質疑があった場合には、回答対象外とする。

第3節 提出書類の留意事項

(1) プロポーザル参加申請書（様式1）

- ・ 担当者連絡先を記載すること。

(2) 参加資格要件チェックリスト（様式2）

- ・ 様式の確認欄にチェックを行い、下記、確認書類とともに提出すること。
 - ・ 建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
 - ・ 建築士事務所登録の写し

(3) 企業の施工実績（様式3-1）

- ・ 第1章第10節(9)の要件を満たす実績を記載すること。
- ・ コリンズ（(一財)日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録が有る場合は、その写しを添付すること。無い場合は、契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを添付すること。なお、コリンズ等で実績確認が不明瞭なときは、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる図書を添付すること。

(4) プロジェクト責任者の経歴等（様式3-2）

- ・ 技術協力業務を契約締結した場合のプロジェクト責任者を記載すること。
- ・ 第1章第10節(9)の要件を満たす実績を記載すること。
- ・ 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。なお、工事の内容を証明する書面は、従事したことのわかるものであればその形式は問わない。
- ・ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

(5) 共同企業体協定書（任意様式）※共同企業体での応募のみ

- ・ 協定書を3部作成し、提出すること。（内2部は、提出時に事務局確認の上、返却。郵送にて提出の場合は、後日、受け取りに来ること。）

第4節 プロポーザル参加申請書の受理に係る通知

前記のとおり、提出された「プロポーザル参加申請書」を確認した結果と受付番号を「申請者」に通知する。

第5節 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、「第1章第9節実施スケジュール」の期限までに書面により申請者に通知する。

第6節 参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、事務局に対して参加資格がないと認められた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

(1) 提出期限

参加資格がないと認められた者は、審査結果の通知の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

(2) 回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

(3) その他

(1) による書面は、事務局窓口まで持参とする。

第3章 図面等の資料配布

第1節 基本設計図書の配布

本プロポーザルへの参加に関する検討のため、希望者に「秘密保持に関する誓約書」（様式4）及び「借用書」（様式10）と引き換えに、基本設計図書（2026年5月）の資料をDVD-Rにて貸与する。希望者は、下記まで電話又はメールで連絡のうえ来庁希望日時を予約すること。

(1) 貸与期間・問合せ先

① 貸与（来庁）期間

2026年6月8日（月）から

2026年9月11日（金）午後5時00分まで

（土日祝日及び各日、正午から午後1時を除く。）

② 問合せ先

第1章第8節事務局

第2節 基本設計図書及び技術審査等に関する質疑

基本設計図書及び技術審査等に関する質疑がある場合は、下記要領にて提出する。

(1) 受付期間

2026年7月9日（木）から

2026年7月17日（金）午後5時00分まで

(2) 宛先

第1章第8節事務局と同じ

(3) 回答期限

質疑に対する回答については、2026年7月31日（金）午後5時00分までに参加者に電子メールで配布すると同時に、町田市ホームページ上に掲示する。

(4) 提出方法

基本設計図書及び技術審査等に関する質疑は「基本設計図書等に関する質疑書」（様式5-2）を事務局にMicrosoft社のWordで電子メールにて送信すること。なお、電子メールの件名は、「【ECI】（会社名）（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務プロポーザル（基本設計図書等質疑書）」とすること。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

(5) その他

質疑への回答は、基本設計図書及び技術審査等の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質疑内容で会社名がわかるものは記載しないこと。

第4章 技術提案書等の提出

第1節 技術提案書等

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、工程を厳守することを目的とした提案を行うこと。

(1) 提出期間

2026年9月11日（金）まで

(2) 提出先

第1章第8節 事務局（「技術提案書等在中」と明記すること。）

(3) 提出方法

参加者は技術提案書等を郵送または持参にて提出すること。郵送の場合は、書留・簡易書留のいずれかによりしなければならない。

(4) 提出部数

- ① 技術提案書表紙（様式6）：1部
- ② 技術提案書（様式7-1-1～様式7-2-5）：8部（クリップ留め）

③ 技術協力業務委託費（様式8）：1部

※上記書式は、電子ファイル1部（DVD-R。作成ソフトは任意とするが、PDF形式データの提出とする。なお、PDFのセキュリティ設定は「印刷」及び「内容のコピー」を許可とすること。）

(5) 提出書類

技術等審査に係る提出書類は以下のとおり。

- ① 技術協力業務の実施体制（様式7-1-1）
- ② 関係者との円滑なコミュニケーション手法（様式7-1-2）
- ③ 施工上の課題への対応（様式7-1-3）
- ④ コストコントロール手法（様式7-1-4）
- ⑤ 施工体制（様式7-2-1）
- ⑥ 工程管理の適切性、工期短縮の具体方策（様式7-2-2）
- ⑦ 施工管理（品質管理）の手法（様式7-2-3）
- ⑧ コストコントロール手法（様式7-2-4）
- ⑨ 市内企業に対する貢献策（様式7-2-5）
- ⑩ 技術協力業務委託費（様式8）

(6) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(7) 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(8) 注意事項

- ① 技術提案書については審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。
- ② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
- ③ 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）

- ④ 提出された書類や図書等は、返却しない。
- ⑤ 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- ⑥ 技術協力業務受託者に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

第2節 技術提案書等の作成

(1) 技術提案書の内容

参加者は、本プロポーザルの実施に当たり、基本設計図書等の内容に基づいた提案書（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。なお、技術提案書の様式は、「様式集」の様式7-1-1から様式7-2-5によるものとする。また、技術提案書には、プロポーザル参加申請書の受理に係る通知に記載の受付番号を記入すること。

(2) 指定課題

技術提案書作成にあたっての指定課題は、以下のとおり

- ① 技術協力業務の実施体制（様式7-1-1）
- ② 関係者との円滑なコミュニケーション手法（様式7-1-2）
- ③ 施工上の課題への対応（様式7-1-3）
- ④ コストコントロール手法（様式7-1-4）
- ⑤ 施工体制（様式7-2-1）
- ⑥ 工程管理の適切性、工期短縮の具体方策（様式7-2-2）
- ⑦ 施工管理（品質管理）の手法（様式7-2-3）
- ⑧ コストコントロール手法（様式7-2-4）
- ⑨ 市内企業に対する貢献策（様式7-2-5）

(3) 技術協力業務委託費の作成

技術協力業務において想定される技術協力業務委託費（様式8）を記入して提出すること。

第5章 プレゼンテーション及びヒアリング

第1節 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、評価委員会によるヒアリングを受ける。

(2) 実施場所・実施時間

技術提案書を受け付けたプロポーザル参加者に対し、後日事務局より連絡を行う。

(3) 実施方法

評価委員及び事務局によるヒアリング形式（非公開）とする。当日の詳細についても技術提案書を受け付けたプロポーザル参加者に対し、後日事務局より連絡を行う。

第6章 審査

第1節 技術協力業務受託者（優先交渉権者）決定までの手順

技術協力業務受託者（優先交渉権者）決定までの手順は以下のとおりとする。

	実施項目	実施内容
①	資格審査	・町田市は、参加資格要件の有無を確認する。
②	実績評価及び技術提案書評価	・評価委員会は、各参加者の実績及び提案を審査し、事業者選定基準に示す評価基準に基づき評価点を算出する。 ・技術提案書の内容を確認するために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 ・技術協力業務委託費の上限を上回る技術協力業務委託費を提示した書類を提出した場合は失格とし、審査を行わない。
③	最優秀提案者の選定	・評価委員会は、②の結果を受けて、最優秀提案者を選定する。
④	優先交渉権者の決定	・町田市は、③の結果を受けて、優先交渉権者を決定する。

第2節 資格審査

資格の確認では、参加者から提出されるプロポーザル参加申請書及びプロポーザル参加資格の確認に必要な資料を基に、参加者がプロポーザル参加資格を満たしているか否

かを確認する。プロポーザル参加資格審査は町田市が実施し、プロポーザル参加資格が確認できない場合は失格とする。

参加資格の確認基準日は、参加申請書提出期限の日とする。ただし、提出期限後、最優秀提案事業者決定の日までの間に、参加者が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、技術協力業務委託契約締結日までの間に、最優秀提案事業者が参加資格要件を欠くこととなった場合には、技術協力業務委託契約を締結しない場合がある。

第3節 最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定

実績評価及び技術提案評価による採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、評価点の最も高い点数が2者以上となった場合には、技術提案評価点が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価委員会にて最優秀提案者を選定後、町田市は優先交渉権者を決定し、結果は直接参加者に通知するほか、町田市ホームページに掲載する。

なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

第7章 その他

第1節 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 評価委員又は本プロポーザルの関係者に、直接又は間接を問わず、本件に関し故意に接触した場合。
- (4) 業務名及び技術協力業務委託費のない書類を提出した場合。
- (5) 参加者の記名及び押印のない又は判然としない書類を提出した場合。
- (6) 事業名に誤りのある書類を提出した場合。
- (7) 技術協力業務委託費の記載が不明確な書類を提出した場合。
- (8) 技術協力業務委託費を訂正した書類を提出した場合。
- (9) 1つの業務について同一の者がした2つ以上の提案書類を提出した場合。
- (10) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類を提出した場合。
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類を提出した場合。
- (12) 技術協力業務委託費の上限を上回る技術協力業務委託費を提示した書類を提出した場合。
- (13) 法令上、実現困難な提案内容を含む書類を提出した場合。
- (14) その他、評価委員会が不適切と判断した場合。

第2節 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

第3節 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」（様式9）を2026年9月10日（木）までに郵送または持参にて提出すること。

なお、辞退届の提出先は、第1章第8節 事務局とする。

第4節 契約の締結

契約の締結は、2026年第2回町田市議会定例会における2026年度補正予算の可決を条件とする。

第5節 公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の名称及び評価点
- (2) 審査結果の講評（技術協力業務委託契約締結後に予定）